

e ラーニングコースにおける奨励金の支給申請のご案内

育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方の訓練受講が可能となるよう、受講される方の希望に応じた日時に受講が可能な「e ラーニングコース(※)」が実践コースにおいて設定できるようになりました。

※①育児・介護中の方、②お住いの地域に訓練実施機関が無い方、③在職中の方など訓練の受講にあたって特に配慮を必要とする方などが受講可能です。なお、③は令和3年10月1日から令和6年3月31日までの間に開始される訓練コースを受講する方に限られます。

① 基本奨励金の算定式

	e ラーニングコース	その他の実践コース
訓練期間	2か月～6か月	3～6か月
訓練時間	月60時間以上 (令和3年10月1日から令和6年3月31日までの間に開始される訓練コースに限る。当該期間以降は月80時間以上。)	月100時間以上/1日5～6時間



受講者数 (*) × 5万円 × 支給単位期間数

受講者数 (*) × 2,500円 × 支給単位期間における日数から日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数を減じた日数 (上限 5万円)

- ここでいう「受講者数」とは、各支給単位期間における「受講者数の合計数」です。
- 「受講率」は、「受講時間数/e ラーニングコースを実施する訓練実施機関が予め定める受講すべき時間数」です。
- 基本奨励金支給対象期間（一括申請の場合は全ての支給単位期間。以下同じ。）を通算して、受講率80%以上の者（基本奨励金支給対象期間中に訓練の受講を取りやめた者については、基本奨励金支給対象期間中の訓練の受講を取りやめた日までの通算受講率80%以上の者）に限ります。
- ただし、基本奨励金支給対象期間において受講率が80%未満の受講者についても、受講率が80%以上の支給単位期間（1か月単位）があれば、その期間については受講者として取り扱います。

② 付加奨励金の算定式

	e ラーニングコース(※)	その他の実践コース
付加奨励金の就職率	A.就職率55%以上： 単価 2万円(1,000円) B.就職率30%以上55%未満： 単価 1万円(500円)	A.就職率60%以上： 単価 2万円(1,000円) B.就職率35%以上60%未満： 単価 1万円(500円)

*令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に開始された、訓練期間が2か月以上3か月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満の訓練コースについては、付加奨励金の就職率要件が上記のとおり緩和され（当該期間以降は、A.就職率60%以上、B.就職率35%以上60%未満）、就職率による欠格要件についても同様に緩和されます。



受講者数 × 就職実績に応じた単価 × 支給単位期間数

・就職率55%以上 2万円
・就職率30%以上55%未満 1万円

支給単位期間における日数から日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数を減じた日数

・就職率55%以上 1,000円 (上限 2万円)
・就職率30%以上55%未満 500円 (上限 1万円)

* 基本的な支給内容と付加奨励金における受講者数は本リーフレットの3ページを参照。